

## 出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）

平成26年3月から運用を開始している出港前報告制度に関して、各種説明会等の場で数多くの質問が寄せられました。今般、主な質問とその回答（FAQ）を取りまとめましたので、本制度の内容を関係事業者の皆様方に十分ご理解いただけるよう情報提供します。

質問は下記の項目に分類しておりますので、該当のページをご参照ください。

- |                 |       |                  |       |
|-----------------|-------|------------------|-------|
| 1. 制度の導入背景について・ | 2ページ  | 7. 報告内容の訂正等について・ | 30ページ |
| 2. 報告対象貨物について・  | 3ページ  | 8. 不一致情報について・    | 37ページ |
| 3. 報告義務者について・   | 6ページ  | 9. 事前通知について・     | 43ページ |
| 4. 報告期限について・    | 10ページ | 10. 船卸許可申請について・  | 49ページ |
| 5. 報告内容について・    | 15ページ | 11. その他の質問・      | 51ページ |
| 6. 報告方法について・    | 28ページ |                  |       |

## 1. 制度の導入背景について

問 1-1. 出港前報告制度を導入した理由は何か。

答 1-1. 我が国の国際物流におけるセキュリティレベルを国際標準にあわせ、テロ行為や国際組織犯罪を未然に防止するため、税関において、より早い段階で海上コンテナ貨物に関する詳細な情報を入手することにより、これまで以上に水際における取締りを強化する必要があることから本制度を導入した。

## 2. 報告対象貨物について

問2-1. 報告の対象となる貨物は何か。

答2-1. 我が国に入港しようとする外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物を報告の対象とします。

ただし、「空コンテナ」及びコンテナに関する通関条約（昭和46年条約第6号）第1条(b)に規定するコンテナの定義に該当しない「プラットホームコンテナ（ISO6346に定める形式コード「P0」）」に積載された貨物は、報告の対象外とします。さらに、本制度導入当初においては、制度定着までの当面の間、本邦で船卸しをしない海上コンテナ貨物（通過貨物）についても、報告の対象外とします。

問2-2. 側壁や天井がなく、支柱のみのフラットラックコンテナ貨物は報告の対象となるのか。

答2-2. 側壁や天井がなくとも、支柱等があり、積荷部分を密閉することができる構造のフラットラックコンテナ（ISO6346に定める形式コード「P1」又は「P2」）に積載された貨物は、報告の対象となります。

問2-3. コンテナ船が輸送する海上コンテナ貨物のみが報告の対象となるのか。

答2-3. 船舶の種類に関係なく、我が国に入港しようとする外国貿易船に積み込まれる海上コンテナ貨物が報告の対象となります。したがって、コンテナ船以外の船舶であっても、海上コンテナ貨物を積載する場合には、当該貨物に関する積荷情報の報告が必要となります。

問2-4. 日本でトランシップする外国向け貨物は報告の対象となるのか。

答2-4. 日本でトランシップされ、外国向けに運送される貨物の情報も報告が必要です。

問2-5. 日本から輸出した貨物が、積戻しとなり、再び日本で船卸しすることとなった場合、当該貨物は出港前報告の対象とする必要があるのか。

答2-5. 本邦の港で船積みされた輸出貨物について、海外の港で船卸しされることなく、再び日本で船卸しすることとなった場合には、出港前報告の対象とはなりません。海外の港で船卸しされ、日本向けの船舶に積み替えの上、積み戻す場合には、出港前報告の対象となります。

問2-6. コンテナ内に残渣が残っている場合は報告の対象となるのか。

答2-6. コンテナ内に残っている残渣について、通常の貿易貨物同様の輸入通関手続きを行う場合には、報告の対象となりますが、輸入通関手続きを行うことなく、空コンテナとして国内に引き取る場合は、報告の対象とはなりません。

### 3. 報告義務者について

問3-1. 報告の義務者は誰か。

答3-1. 外国の船積港を日本向けに出港する際に、オーシャン（マスター）B/Lに基づく積荷情報を把握している運送契約の当事者である外国貿易船の運航者等（船会社等）及びハウスB/Lに基づく積荷情報を把握している荷送人（利用運送事業者等）を報告義務者とします。なお、制度定着までの当面の間、荷送人（利用運送事業者等）のうち、当該運航者等と運送契約を締結する者を報告義務者とします。

問3-2. サービスプロバイダーは報告義務者とはならないのか。

答3-2. 出港前報告制度では、報告義務者が輸出入・港湾関連情報処理センター（NACCSセンター）と直接利用契約を結ぶことなく、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を通じた報告を行えるようNACCSとの接続が認められているサービスプロバイダーを経由して積荷情報の報告を行うことができるようにしています。

したがって、サービスプロバイダーは、報告義務者が積荷情報をNACCSへの報告を行う際に、接続サービス等を提供する者であり、報告義務者にはあたりません。

問3-3. 「出港日時報告（ATD）」業務は誰が実施するのか。

答3-3. 船積港の出港日時は、入港前報告制度の積荷情報に関する報告項目として、我が国に入港しようとする外国貿易船の船長に対して報告の義務を課しています。

しかしながら、関係事業者からのヒアリング結果を踏まえ、船積港における船舶の運航状況も把握している出港前報告を行う外国貿易船の運航者等も行える「出港日時報告（ATD）」業務を設けています。

したがって、船積港を外国貿易船が出港後、当該船積港における出港前報告を行った運航者等が「出港日時報告（ATD）」業務を実施し、入港前報告を行う船長又はその代理人が「出港日時報告（ATD）」業務で報告された出港日時を確認の上、必要な訂正を行ってください。

問3-4. 日本の船舶代理店を通じて積荷情報の報告を行うことは可能か。

答3-4. 船卸港において本船利用船会社との受委託関係がNACCSに登録されている日本の船舶代理店が、報告義務者として報告を行う場合には、現在使用している船舶代理店のIDを使用してNACCSへ報告する必要があります。

一方、日本の船舶代理店がNACCSセンターとサービスプロバイダー契約を締結している場合、報告義務者は、当該船舶代理店を經由して積荷情報の報告を行うことができます。

## 出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）

問3-5. 日本に所在する事業者を通じて報告を行うことは可能か。

答3-5. 日本に所在する事業者が、報告義務者として積荷情報の報告を行う場合には、当該日本に所在する事業者自身の利用者IDを使用してNACCSにより報告する必要があります。

一方、日本に所在する事業者がNACCSとサービスプロバイダー契約を締結している場合、報告義務者は、当該日本に所在する事業者を經由して積荷情報の報告を行うことができます。

問3-6. 利用運送事業者は、運送契約をする船会社を通じてハウスB/Lに基づく積荷情報の報告を行うことは可能か。

答3-6. 運送契約をする船会社がNACCSとサービスプロバイダー契約を締結している場合、利用運送事業者は、当該船会社を經由してハウスB/Lに基づく積荷情報の報告を行うことができます。

問3-7. 報告義務者である利用運送事業者は、運送取扱事業者が集荷した積荷の運送を引受けた場合、船会社と直接契約しない当該運送取扱事業者が把握するハウスB/Lに基づく積荷情報も取りまとめて、報告をする必要があるか。

答3-7. 制度定着までの当面の間、外国貿易船の運航者等と運送契約を直接締結しない運送取扱事業者（報告義務者である利用運送事業者と運送契約を直接締結する者）が把握するハウスB/Lに基づく積荷情報の報告は義務付けていません。



問3-8. 「出港前報告（AMR）」業務について、共同運航の場合、船舶を運航する船会社を取りまとめて報告するのではなく、本船利用船会社単位に報告することとされているが、他の船会社が運航する船舶の船腹を借り受けて運送する場合（共同運航ではない場合）にも、船腹を貸した船会社ではなく、船腹を借りる船会社が報告することとしても良いか。

答3-8. 船腹を貸した船会社と調整の上、実際に貨物の運送契約をする本船利用船会社が「出港前報告（AMR）」業務を実施して差し支えありません。  
なお、本船利用船会社が「出港前報告（AMR）」業務を実施した場合には、本船利用船会社単位で「出港日時報告（ATD）」業務を実施していただく必要がありますことにご注意ください。

#### 4. 報告期限について

問4-1. 報告期限はいつまでか。

答4-1. 報告義務者及び税関が把握可能である出港日時を基準とし、原則、船積港の出港24時間前までとします。ただし、制度定着までの当面の間、関税法施行規則で定める一定の範囲内の近海航路については、船積港を出港する時までとします。

なお、船積24時間前までに報告を行った場合は、船積み前までにハイリスク貨物の事前通知を受取ることができるため、船会社が当該貨物の船積みを取止めることが可能となります。

問4-2. 諸外国の制度同様に報告期限を船積24時間前としなかった理由は何か。

答4-2. コンテナの船積時間を把握することは困難であるため、報告義務者及び税関が把握可能である出港日時を基準としています。

問4-3. 報告期限に緩和措置を設ける理由は何か。

答4-3. 本制度導入前に実施したパブリックコメント等において、緩和措置を設けることの強い要望があり、現状の物流実態を踏まえ、物流の形態を変更することが困難な状況にある航路に関しては、税関のリスク分析を実施する上で、一定のセキュリティが確保できる必要最小限の範囲の近海航路について、制度定着までの当面の間、緩和措置を設けることとしています。

問4-4. 報告期限緩和措置の適用は、報告対象貨物を積載する外国貿易船の外地最終港寄港地と報告対象貨物を船卸しする日本での船卸港の関係で決まるのか。

答4-4. 報告期限緩和措置の適用は、報告対象貨物を日本に入港しようとする外国貿易船に船積みする外国の船積港と当該外国貿易船の日本での第一到着港の関係で決定します。

問4-5. 海外の港において、トランシップされる貨物の報告期限はいつか。

答4-5. 本制度では、我が国に入港しようとする外国貿易船に、報告対象の貨物を船積みする港を出港する24時間前までに報告することを義務付けています。例えば、ヨーロッパ仕出の貨物について、シンガポールでトランシップする場合には、トランシップ港のシンガポールの港を出港する24時間前までに報告をする必要があります。

問4-6. 船舶の運行スケジュールの変更等、急遽、トランシップが行われた場合、トランシップ港を出港する24時間前までに、船会社が報告するマスターB/Lに基づく積荷情報のほか、利用運送事業者が報告する当該マスターB/Lに関連付けされるハウスB/Lに基づく積荷情報についても報告を行う必要があるのか。

答4-6. 急遽、トランシップが行われた場合でも、原則としてマスターB/Lに基づく積荷情報のほか、ハウスB/Lに基づく積荷情報についてもトランシップ港を出港する24時間前までに改めて報告する必要があります。

ただし、あらかじめトランシップする可能性があるものとして、ハウスB/Lに基づく積荷情報の報告の際に、船舶情報変更予定有識別欄に「Y」を入力して報告を行っている場合には、出港前報告船舶情報訂正（CMV）業務を利用した船舶情報の訂正は不要とします。

問4-7. システムダウンにより、報告期限までに報告ができない場合には、どのように対応すれば良いのか。

答4-7. あらかじめ指定した税関の連絡窓口へ連絡の上、電気通信回線の故障等によりNACCSを使用して電子的に報告することが困難な場合として、税関が認めた場合には、税関からの指示に従い、報告期限までに書面により報告を行う必要があります。（具体的な対応方法及び連絡先については、税関ホームページ：[http://www.customs.go.jp/news/news/advance5\\_j/shiry01.pdf](http://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/shiry01.pdf)を参照ください。）

ただし、地震等の自然現象の異変による災害又は戦争等の人為による異常な災害により報告を行うことが困難な場合には、報告が免除されます。

## 出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）

問4-8. 自社システムの定期保守時間に報告期限が到来する場合には、NACCSへの報告が行えないことが想定される。この場合、電気通信機器の故障として、税関からの指示にしたがって書面で積荷情報の報告をすれば良いか。

答4-8. このような場合、自社システムの定期保守時間までに報告を行っていただき、税関の報告期限を過ぎないように対応してください。

問4-9. NACCSの定期保守時間については、電気通信機器の故障として書面での報告が必要か。それとも、保守時間終了後に報告をすれば良いのか。

答4-9. このような場合、NACCSの定期保守時間までに報告を行っていただき、税関の報告期限を過ぎないように対応してください。

問4-10. 「出港日時報告（ATD）」業務はいつまでに実施すれば良いのか。

答4-10. 「出港日時報告（ATD）」業務は、船積港を外国貿易船が出港した後、入港前報告の「積荷目録提出（DMF）」業務の実施前までに実施してください。

なお、「積荷目録提出（DMF）」業務を実施した際、「出港日時報告（ATD）」業務が未済の場合には「出港日時報告（ATD）」業務未済に関する不一致通知を行いますので、当該不一致通知を受けた場合には、速やかに出港日時報告（ATD）業務を実施して下さい。

## 5. 報告内容について

問5-1. 報告項目については、何を基準に定めたのか。

答5-1. 「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO「基準の枠組み」における積荷情報の報告項目を基本に、諸外国での報告項目及び関係事業者へのヒアリング結果を踏まえ、税関のリスク分析に必要な項目を報告項目としています。

問5-2. 船舶コード欄には、IMO番号を入力すればよいか。

答5-2. 船舶コード欄には、IMO番号ではなく、信号符字（コールサイン）を入力してください。

問5-3. ハウスB/L報告完了識別欄は、入力しなければならないのか。

答5-3. 税関によるリスク分析の妨げになりますので、マスターB/Lに関連付くハウスB/Lの報告が全て完了した際には、「E」を入力して報告してください。

また、ハウスB/L報告完了識別欄に「E」を入力して報告を行うことで、関連付けされるマスターB/Lに基づく積荷情報の報告者に対して「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS1350）」が通知されるほか、ハウスB/Lの報告を行った者に対しても「マスターB/L報告状況通知情報（SAS1480）」が通知され、未報告状態が解消されたことを把握することができるようになりますので、すべてのハウスB/Lの報告が完了した際、必ず入力してください。



問5-4. 通知先コード欄には、何を入力すればよいのか。

答5-4. 次に掲げる日本に所在する関係事業者の利用者コード（NACCSセンターと利用契約を締結する際に払い出される、利用者特定のためのコード。）を入力してください。

- ・税関からのリスク分析結果の事前通知を受け取る必要がある日本に所在する関係事業者
- ・出港前報告照会（IAR）業務を利用して、報告した積荷情報内容の閲覧を可能とする必要がある日本に所在する関係事業者
- ・報告した貨物に係る後続業務を行う日本に所在する関係事業者

問5-5. 電話番号欄の入力可能桁数は14桁となっているため、例えば、「+81-03-1234-5678」の場合、住所欄に入力することで問題ないか。

答5-5. 電話番号は、住所欄ではなく電話番号欄に入力する必要があります。

なお、ご質問の事例の場合には、「0312345678」と国番号や区切り符号、スペース等を除き、市外局番から数字のみで入力してください。

問5-6. 荷受人欄については、「TO ORDER」の報告が認められるのか。もし、「TO ORDER」の報告が認められる場合には、荷受人名欄にのみ「TO ORDER」と入力して報告することで良いか。

答5-6. 関係事業者へのヒアリング結果を踏まえ、着荷通知先欄において、具体的な名称、住所及び電話番号を報告していただくことにより、荷受人欄について「TO ORDER」で報告することを認めます。

なお、この場合、荷受人名欄及び荷受人住所欄に「TO ORDER」を入力するほか、荷受人電話番号欄には「TO ORDER」又は着荷通知先と同じ電話番号を、荷受人国名コード欄には着荷通知先と同じ国名コードを入力して報告して下さい。

問5-7. 着荷通知先が荷受人と同じ場合、着荷通知先の名称、住所及び電話番号は、荷受人と同じ内容を入力すればよいか。このような場合、「SAME AS CONSIGNEE」という記載は認められるのか。

答5-7. 着荷通知先が荷受人と同じ場合には、荷受人と同じ名称、住所及び電話番号を入力してください。

なお、「SAME AS CONSIGNEE」という記載はせず、荷受人と同じ名称、住所及び電話番号を再度入力してください。

問5-8. 荷送人コード欄又は荷受人コード欄若しくは着荷通知先コード欄に入力する輸出入者コード又は法人番号は何処かで確認することができるのか。

答5-8. 法人番号については、国税庁のホームページ

(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>) で確認することができますが、荷送人コード欄又は荷受人コード欄若しくは着荷通知先コード欄に入力する輸出入者コード又は法人番号については、運送契約の際に確認のうえ、報告をしてください。

問5-9. 他の運送取扱事業者から運送を委託された貨物の場合において、「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務の報告項目である荷送人及び荷受人に関する情報は、運送委託を受ける際に実際の輸出入者に関する情報を入手して報告しなくてはならないのか。

答5-9. 税関におけるリスク分析を効果的かつ効率的に行うことができるよう、報告義務者である外国貿易船の運航者等（船会社等）と運送契約を直接締結する利用運送事業者は、他の運送取扱事業者から貨物の運送委託を受ける際に、でき得る限り、実際の輸出入者に関する情報を入手して報告をしてください。

ただし、報告期限までに、他の運送取扱事業者から実際の輸出入者に関する情報を入手することができなかった場合には、報告義務者である利用運送事業者が把握する荷送人及び荷受人に関する情報を報告することで差し支えありません。（この場合、税関から荷受人等の関係者に対して、実際の輸出入者に関する情報について確認依頼を行うことがあります。）

問5-10. 代表品目番号（HSコード6桁）欄については、諸外国から報告義務者が報告を行う場合、対応が困難ではないか。

答5-10. 代表品目番号（HSコード6桁）については、税関のリスク分析を実施する上で必要な項目であり、世界各国で利用されているコードであることから、輸出地で適用されるコードでの報告を行う対応をしていただくことが可能であると考えています。

問5-11. 税関ホームページに掲載されているHSコード（6桁）の一覧表はどのバージョンを使用すればよいのか。

答5-11. HSコードについては税関ホームページ上で公表していますので、最新のもののうち01類から97類までのコード使用して報告してください。

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>（税関ホームページ）

なお、6桁までのHSコードの改正は、HS条約の改正により行われ、次回改正の発効は2022年1月1日の予定です。HS条約を管理しているWCO（世界税関機構）のホームページもご参照ください。

問5-12. 複数の品目がある場合、代表品目番号欄には、どのHSコードを入力すれば良いのか。

答5-12. 数量の多い品目又は価格の高い品目のHSコードを1つ選択し、代表品目番号欄に入力して報告して下さい。

問5-13. 各国の在日大使館・領事館等の公的機関が輸入する公用品について、代表品目欄は何を入力すれば良いか。

答5-13. 出港前報告制度において、公的機関が輸入する公用品（外交行囊貨物のほか、協定に基づき米国政府の船荷証券により運送される軍用貨物を含む。）については、貨物の性質を考慮の上、品名欄に公用品である旨を入力の上、代表品目番号欄には「000100」を入力して報告願います。

問5-14. 引越貨物について、代表品目欄は何を入力すれば良いか。

答5-14. 引越貨物の中で、数量の多い品目又は価格の高い品目のHSコードを1つ選択し、代表品目番号に入力して報告してください。（「98」又は「99」から始まるコードは使用できません。）

また、品名欄には、「HOUSEHOLD GOODS」や「PERSONAL EFFECTS」ではなく、具体的かつ詳細な品名を半角英数字350桁以内で入力してください。

問5-15. 品名欄について、代表品目番号の報告があれば具体的かつ詳細な品名の記載は不要ではないか。

答5-14. 品名については、税関のリスク分析を実施する上で必要な項目であり、積荷の内容を容易に特定できるよう、具体的かつ詳細な品名（一般名称又は商品名）を記載していただきます。また、複数の品目がある場合には、代表品目だけでなく複数の品名を350桁以内で可能な限り記載していただく必要があります。

問5-16. 品名の記載について、一般名称又は商品名の無い化学品等は商業上の秘匿事項で成分を記載することができないがどうすればよいか。

答5-16. 一般名称の無い化学品等で商業上の秘匿事項で成分を記載することができない場合には、用途を記載してください。

問5-17. 報告項目において仕出港と船積港の違いは何か。

答5-17. トランシップされる貨物の報告においては、一番最初に日本向けに積出した港（通常は輸出地）を「仕出港」とし、トランシップにより我が国に入港しようとする外国貿易船に船積みした港を「船積港」として報告してください。

問5-18. トランシップの予定が不明のため、あらかじめ当初の積出地を出港する前に積出地で船積みする船名で報告することが可能か。

答5-18. トランシップの予定が不明な場合、あらかじめ積出港を出港する前に船積みする船名で報告することは可能です。

なお、積出港で船積みする船名で報告を行う場合、次に掲げる対応が必要となります。

- ・船会社がマスターB/Lに基く積荷情報の報告を積出港で船積する船名で報告を行う場合、報告後において、トランシップの予定が確定した段階で、「出港前報告船舶情報訂正（CMV）」業務により船舶情報の訂正を行う必要があります。

- ・利用運送事業者がハウスB/Lに基く積荷情報の報告を積出港で船積する船名で報告を行う場合、当該報告を行う際、船舶情報変更予定有識別欄に「Y」を入力して報告をしてください。



問5-19. 「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務でハウスB/Lに基づく積荷情報を報告する際、「マスターB/L番号」欄には、船会社発給のマスターB/Lの番号のみを入力すればよいか。

答5-19. 1桁目から4桁目にNACCS用船会社コードを入力し、マスターB/L番号を入力してください。

本欄は、「出港前報告（AMR）」業務で報告されたマスターB/Lに基づく積荷情報との関連付けを行うために必要な項目ですので、同一内容となるようにしてください。

問5-20. コンテナオペレーション会社コード欄には、何を入力すれば良いのか。

答5-20. コンテナオペレーション会社コード欄には、本邦で船卸後にコンテナヤードに搬入する時のコンテナオペレーション会社の利用者コードを入力してください。ただし、後続業務である入港前報告で必要な項目ですので、出港前報告の報告期限までに判明していない場合には、入力することなく当初報告をして差し支えありません。

したがって、積荷目録情報登録（MFR）業務を使用することなく後続業務の積荷目録提出（DMF）業務を実施する場合には、積荷目録提出（DMF）業務を実施する時まで、「出港前報告訂正（CMR）」業務により、コンテナオペレーション会社コードを必ず入力してください。

問5-21. 特殊貨物コード欄、IMDGクラス欄及びUN No.欄は、該当する危険貨物の場合にのみ入力すれば良いか。

答5-21. IMDGクラス欄及びUN No.欄は、該当する危険貨物の報告を行う場合には、必ず入力してください。

一方、特殊貨物コード欄は、後続業務で使用する項目のため、当初の出港前報告においては入力不要ですが、NACCSセンターの出港前報告制度掲示板のコード集で公表されている特殊貨物コードに該当する貨物である場合には、後続業務である「積荷目録提出（DMF）」業務を実施する時までに入力をしてください。

問5-22. 複数のIMDGコードに該当する品目がある場合、IMDGクラス欄及びUN No.欄には、どのIMDGコードを入力すれば良いのか。

答5-22. NACCSセンターの出港前報告制度掲示板のコード集で公表されているIMDGコードに該当する品目のうち、数量の多い品目又は価格の高い品目のIMDGコード（IMDGクラス及びUN No.）を最大5つまで選択し、IMDGクラス欄及びUN No.欄に入力して報告して下さい。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/afrj/index.html>（出港前報告制度掲示板）

## 6. 報告方法について

問6-1. NACCSとの接続が認められたサービスプロバイダーはどこか。

答6-1. NACCSとの接続を認められたサービスプロバイダーについては、NACCSセンターのホームページ上で公表しています。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/afrj/index.html>（出港前報告制度掲示板）

問6-2. 出港前報告や入港前報告に関するNACCS業務の利用料金はいくらか。

答6-2. サービスプロバイダー経由で報告を行っている者におかれましては、ご利用のサービスプロバイダーにお問合せください。

一方、NACCS利用者におかれましては、税関への報告・申請業務である「出港前報告（AMR）」業務、「出港前報告訂正（CMR）」業務、「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務、「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務、「出港前報告船舶情報訂正（CMV）」業務、「出港前報告B/L関連付け（BLL）」業務、「出港日時報告（ATD）」業務、「船卸許可申請（DNC）」業務及び「積荷目録提出（DMF）」業務について利用料金は無料です。

なお、上記以外の呼び出し業務（CMR11、CHR11、DNC11、MFR11、NVC11など）、照会業務（IMR、IML、ICG、IMIなど）、登録業務（MFR、MFI、NVC01など）の利用料金につきましては、NACCSセンターにお問合せください。

問6-3. サービスプロバイダーを経由して積荷情報の報告する場合に使用する申請者IDは、法人に1つで良いのか、それとも各港毎など支店営業所単位で取得する必要があるのか。

答6-3. サービスプロバイダーを経由して報告する場合には、あらかじめ申請者IDを取得する必要があります。積荷情報の報告にあたり、本社等で一括して報告を行う方法や各港の支店営業所毎に報告を行う方法が想定されることから、各社の実情に応じて、必要な数の申請者IDを取得して下さい。

問6-4. サービスプロバイダーを経由せずに自社システムとのゲートウェイ接続により、NACCSに直接報告する場合にも、申請者IDを取得する必要があるのか。

答6-4. サービスプロバイダーを経由せずに自社システムとのゲートウェイ接続により、NACCSへ直接報告する場合には、申請者IDを取得する必要はなく、NACCSとの利用契約を締結した際に取得した利用者IDを使用して報告をしてください。

## 7. 報告内容の訂正等について

問7-1. 積荷情報の報告を行った後、荷繰り等の都合により、船積みが中止となった場合には、報告した積荷情報は、削除する必要があるか。

答7-1. 「出港日時報告（ATD）」業務及び「積荷目録提出（DMF）」業務の双方の業務が実施されるまでの間において、報告した貨物の船積みが中止となった場合には、削除理由を付して、報告した積荷情報を削除してください。

問7-2. 入港前報告制度における積荷情報の報告を行った後、荒天等による外国貿易船の運航スケジュールの変更に伴う船卸地の変更等、出港前報告制度の報告項目についても変更が発生した場合には、入港前報告制度で報告した積荷情報のほか、出港前報告制度で報告した積荷情報の訂正等も必要か。

答7-2. 入港前報告制度における積荷情報の報告後に積荷情報の訂正等をする場合は、税関が必要と認める場合を除き、入港前報告制度で報告した積荷情報のみ訂正等を行っていただくことで差し支えありません。

問7-3. 「出港前報告訂正（CMR）」業務又は「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務により、必要な訂正等（訂正・追加・削除）を行う場合、あらかじめ税関に連絡する必要があるのか。

答7-3. 出港前報告制度で報告された積荷情報の訂正、追加及び削除については、必要の都度、行っていただくこととしており、あらかじめ税関に連絡する必要はありません。ただし、削除をする場合には、削除理由コード欄及び削除理由欄（削除理由コードで「5：その他」を入力した場合は必須入力）を入力する必要があります。

問7-4. 報告内容の訂正はいつまで認められるのか。

答7-4. 税関からの事前通知がある場合を除き、「出港日時報告（ATD）」業務及び「積荷目録提出（DMF）」業務の双方の業務が実施されるまでの間、必要の都度、報告した積荷情報の訂正を可能とすることとしています。

※「出港日時報告（ATD）」業務及び「積荷目録提出（DMF）」業務の双方の業務が実施された後であっても、積荷情報の追加報告（船舶情報を変更をすることによる再報告を含む。）は実施可能です。

問7-5. 報告内容の訂正が出来ない項目はあるのか。

答7-5. 「出港前報告訂正（CMR）」業務による訂正では報告する積荷情報を特定するための「B/L番号」を、又は「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務による訂正では、「ハウスB/L番号」を訂正することができませんほか、積載する船舶に関する情報である「船舶コード」、「航海番号」、「船会社コード」、「船積港コード」及び「船積港枝番」といった船舶情報の訂正もすることができません。

ただし、船舶情報不一致の不一致情報が出力された場合や運送契約の変更等により積載する船舶の変更が生じた場合の船舶情報（「船舶コード」、「航海番号」、「船会社コード」、「船積港コード」及び「船積港枝番」）の訂正については、「出港前報告船舶情報訂正（CMV）」業務により、訂正をすることができます。



問7-6. 出港前報告（AMR）業務又は出港前報告（ハウスB/L）（AHR）業務で報告された積荷情報について、入港前報告等を実施している日本側の事業者は出港前報告訂正（CMR）業務又は出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）業務を利用した訂正等ができるのか。

答7-6. 出港前報告（AMR）業務を利用して報告された積荷情報については、出港前報告（AMR）業務実施者のほか、入力した船会社コードと同一の船会社コードの利用者又は船卸港において本船利用船会社との受委託関係が登録されている船舶代理店のみ、出港前報告訂正（CMR）業務を利用した訂正等が可能です。

一方、出港前報告（ハウスB/L）（AHR）業務を利用して報告された積荷情報については、出港前報告（ハウスB/L）（AHR）業務実施者のほか、出港前報告（ハウスB/L）（AHR）業務を利用した積荷情報の報告の際、通知先コード欄に登録された利用者のみ、出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）業務を利用した訂正等が可能です。

問7-7. 出港前報告した積荷情報の訂正は、「出港日時報告（ATD）」業務及び「積荷目録提出（DMF）」業務の双方が実施されるまでの間、可能とのことであるが、これらの業務が実施された後の本邦船卸港の入港直前において、運送契約の変更により、船卸地の変更や荷受人の変更等が発生した場合には、どのように対応すればよいか。

答7-7. 「出港日時報告（ATD）」業務及び「積荷目録提出（DMF）」業務の双方の業務が実施された後は、出港前報告した積荷情報の訂正ができませんので、このような場合、後続業務である「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）（CMF02）」業務又は「混載貨物情報登録（NVC01）」業務において、変更後の正しい内容を報告してください。

問7-8. 積荷情報の報告を行った後、運送契約の変更により分割（セパレート）又は統合（コンバイン）若しくは切替（スイッチ）が行われる場合には、変更後のB/L番号での積荷情報の報告を行った後、「出港前報告B/L関連付け（BLL）」業務を実施する必要があるとのことだが、積み残し（スプリット）の場合も同様の対応をすれば良いか。

答7-8. 積み残しの（スプリット）の場合の対応については、分割（セパレート）の時同様、変更後のB/L番号での積荷情報の報告を行った後、「出港前報告B/L関連付け（BLL）」業務を実施してください。

問7-9. 積荷情報の報告を行った後に積載する船舶が変更された場合、「出港前報告船舶情報訂正（CMV）」業務により船舶情報の訂正報告を行うだけでよいか。

また、船舶情報の訂正に併せて、他の報告項目の訂正を行うことも可能か。

答7-9. 運送契約の変更等により積載する船舶が変更した場合の対応については、

「出港前報告船舶情報訂正（CMV）」業務により船舶情報の訂正報告を行っていただくほか、変更後の船舶に関する「出港日時報告（ATD）」業務も実施する必要があります。（利用運送事業者が報告したハウスB/L情報について「出港前報告船舶情報訂正（CMV）」業務により船舶情報の訂正報告を行った場合には、改めてハウス報告完了の登録も必要となります。）

なお、「出港前報告船舶情報訂正（CMV）」業務では、船舶コード、航海番号、船会社コード、船積港コード及び船積港枝番の5項目しか訂正できませんので、これら以外の報告項目の訂正を行う必要がある場合には、別途、「出港前報告訂正（CMR）」業務又は「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務により、必要な訂正報告を行う必要があります。

## 8. 不一致情報について

問8-1. 報告期限に関する不一致は、システムの的にどのように判断しているのか。

答8-1. 「出港前報告（AMR）」業務又は「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務を実施した報告日時と「出港日時報告（ATD）」業務で報告された出港日時を比較して、報告期限までに積荷情報が報告されていないことをシステムの的に確認した場合には、「出港日時報告（ATD）」業務の実施者に対して不一致通知を行います。

なお、「出港前報告B/L関連付け（BLL）」業務を実施した場合、当該業務において変更後B/L番号として登録した番号で報告した積荷情報の報告期限に関する不一致は、変更前B/L番号として登録した番号で報告した積荷情報の報告日時で判定処理が行われます。

問8-2. 報告期限に関する不一致通知（ハウスB/L未登録不一致、マスター未登録不一致、報告期限超過不一致及び出港前報告不一致）があった場合には、自動的に「SPD」の事前通知が行われるのか。

また、当該不一致通知があった場合には、税関に対して、あらかじめ連絡をする必要があるか。

答8-2. 税関では、不一致通知のほか、システムで行われる重量比較判定処理やハウスB/L報告完了の有無、報告された積荷情報の内容を精査した上で、報告期限までに報告がなされていないことを確認した積荷について、オーシャン（マスター）B/Lに基づく積荷情報の単位で「SPD」の事前通知を行います。

したがって、報告期限に関する不一致情報が通知された場合であっても、税関に対してあらかじめ連絡をする必要はありません。

（具体的な対応方法については、税関ホームページ：「不一致情報への対応について」

[http://www.customs.go.jp/news/news/advance5\\_j/shiryo02.pdf](http://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/shiryo02.pdf)

を参照ください。）

問8-3. 不一致情報は、「出港日時報告（ATD）」業務実施者又は「積荷目録提出（DMF）」業務実施者に通知されるとのことであるが、当該業務を実施しない「出港前報告（AMR）」業務実施者又は「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務実施者が不一致情報を知ることはできないのか。

答8-3. 「出港日時報告（ATD）」業務実施者又は「積荷目録提出（DMF）」業務実施者が「出港前報告（AMR）」業務実施者と同一の場合、不一致情報を知ることができます。また、不一致情報を確認するには、「出港前報告一覧照会（IML）」業務を利用して確認してください。

問8-4. 不一致情報は、出港日時（ATD）業務実施者及び積荷目録提出（DMF）実施者に通知されるとのことだが、ハウスB/Lに基づく積荷情報の報告を行った利用運送事業者は、自身が報告を行った積荷情報に不一致があるか否かをどのような方法で知ることができるのか。

答8-4. ハウスB/L報告完了の旨が登録されている場合において、出港前報告（ハウスB/L）（AHR）業務又は出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）業務実施者に対して通知される「マスターB/L報告状況通知情報（SAS1480）」で確認することができますほか、出港前報告一覧照会（IML）業務を利用して確認することができます。

なお、当該照会業務の利用方法について、サービスプロバイダーを經由して報告をしている報告者につきましては、ご利用のサービスプロバイダーにお問合せください。

問8-5. 「出港前報告（AMR）」業務で入力したB/L番号と「積荷目録情報登録（MFR）」業務で入力したB/L番号が異なる場合、不一致情報が通知されるのか。

答8-5. 「出港前報告（AMR）」業務のB/L番号欄に入力した内容と「積荷目録情報登録（MFR）」業務のB/L番号欄に入力した内容が異なる場合、「積荷目録提出（DMF）」業務を契機に不一致情報が通知されます。

ただし、「積荷目録提出（DMF）」業務を実施する前に、出港前報告（AMR）業務で入力したB/L番号を変更前B/L番号として、また、積荷目録情報登録（MFR）業務で入力したB/L番号を変更後B/L番号として「出港前報告B/L関連付け（BLL）」業務を実施した場合には、出港前報告未済の不一致情報は通知されません。



問8-6. 積荷目録情報登録（MFR）業務において、出港前報告（ハウスB/L）（AHR）業務で報告したB/L番号を使った場合、積荷目録提出（DMF）業務を契機に出港前報告未済の不一致情報が出力された。この場合、どのように対応すれば良いか。

答8-6. 不一致情報を出力されないためには、「積荷目録情報登録（MFR）」業務では、「出港前報告（AMR）業務」で報告したB/L番号及び積荷情報で報告を行っていただき、「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務で報告したB/L番号及び積荷情報については、「混載貨物情報登録（NVCO1）」業務で報告を行ってください。

なお、不一致情報が出力された際の対応については、税関ホームページ：「不一致情報への対応について」

[http://www.customs.go.jp/news/news/advance5\\_j/shiryo02.pdf](http://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/shiryo02.pdf)

を参照してください。

問8-7. マスターB/L及びハウスB/Lの船舶情報が異なる場合の船舶情報不一致の不一致情報は、どのような場合に出力されるのか。

答8-7. 関連するマスターB/Lに基づく積荷情報とハウスB/Lに基づく積荷情報の報告項目のうち、「船舶コード」、「航海番号」、「船会社コード」、「船積港コード」及び「船積港枝番」のいずれかの項目の報告内容が異なることを系統的に確認した場合に、「出港日時報告（ATD）」業務の実施者に対して不一致通知を行います。

ただし、トランシップが予定されている場合において、当初の積出港で積載される船舶情報でハウスB/Lに基づく積荷情報の報告を行った場合であって、船舶情報変更予定有識別欄に「Y」を入力して報告した場合には、船舶情報不一致の不一致情報が通知されません。

なお、当該不一致通知が出力された場合、「出港前報告（AMR）」業務の実施者又は「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務の実施者は、「出港前報告船舶情報訂正（CMV）」業務により、正しい船舶情報の報告を行う必要があります。

## 9. 事前通知について

問9-1. 税関からのリスク分析結果の事前通知はいつ通知されるのか。

答9-1. 税関では、原則として、積荷情報の報告を受けてから24時間以内に、リスク分析結果の事前通知を行います。

したがって、船積24時間前までに報告を行うことにより、船積み前までにハイリスク貨物に対する事前通知を受取ることが可能となり、船会社が当該貨物の船積みを取止めることができることとなります。

問9-2. 税関におけるリスク分析の結果、船積みしても問題が無い旨の通知はあるのか。

答9-2. 税関では、リスク分析の結果、ハイリスク貨物であると判断した場合に「DNL」又は「DNU」、追加の情報や報告内容の訂正を要請する場合に「HLD」の事前通知を行うこととしており、我が国のセキュリティ上、問題が無い貨物については事前通知は行われません。

問9-3. SPDのコードが付された事前通知は、貨物の船積み前までに通知されないのか。

答9-3. SPDのコードが付された事前通知は、報告期限までに積荷情報の報告が行われなかった場合又は報告期限を遅れた場合に税関より通知することとしていますので、特に、緩和措置対象地域の場合には、対象貨物を積載した船舶が船積港を出港した後にSPDのコードを付した事前通知を行うことがあります。

したがって、報告義務者である利用運送事業者及び船会社は、「出港前報告一覧（IML）」業務を利用して不一致状況を確認するなど、関係事業者間で連携・協力して、報告期限までに適正な報告がなされるよう努めてください。

## 出港前報告制度に関する主な質問及び回答（FAQ）

問9-4. 税関からのリスク分析結果の事前通知内容について、「出港前報告（AMR）」業務又は「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務実施者以外の国内の関係事業者は分かるのか。

答9-4. 「出港前報告（AMR）」業務及び「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務の通知先欄に登録されている国内の関係事業者については、税関からリスク分析結果の事前通知を行います。  
また、「貨物情報照会（ICG）」業務を利用して、税関からのリスク分析結果の事前通知が行われているか否かを確認できるようにしています。

問9-5. DNUのコードが付された事前通知が解除されない積荷については、システム上、どのような取扱いとなるのか。

答9-5. DNUのコードが付された事前通知が解除されない限り、システム上、「船卸確認登録（（PKI）又は（PKK））」業務が実施できません。

問9-6. 税関からのリスク分析結果の事前通知には、具体的な指示事項が記載されているのか。また、HLD等の税関からの事前通知に関して、問合せを行う場合にはどうすればよいのか。

答9-6. 税関からのリスク分析結果の事前通知を受けた場合には、事前通知件名欄及び通知（指示）内容欄に記載された内容をご確認の上、必要な対応をして下さい。

また、事前通知に関するお問い合わせは、当該事前通知に記載される連絡先へご連絡下さい。なお、電話でのお問い合わせへの対応につきましては、日本語と英語のみとしており、音声案内にしたがって言語を選択した後、「税関からの事前通知の内容に関するお問合せの場合」の番号を選択してください。

問9-7. 関連するハウスB/Lに基づく積荷情報に対して事前通知が行われた場合、「出港前報告（AMR）」業務実施者にも通知が行われるのか。

答9-7. 関連するハウスB/Lに基づく積荷情報に対して税関の事前通知が実施されている場合には、「出港前報告一覽照会（IML）」業務を利用することで、事前通知が実施されているハウスB/L番号を確認することができます。

また、ハウスB/Lに基づく積荷情報に対して税関の事前通知が実施されている場合には、関連するマスターB/Lに基づく積荷情報を登録した「出港前報告（AMR）」業務実施者に対して関連ハウス通知状況が通知されますので、当該通知により事前通知が実施されているハウスB/L番号、通知コード及び通知件名を確認することができます。

問9-8. 税関からSPDのコードを付した事前通知を受けたが、「出港日時報告（ATD）」業務の入力ミスであることが判明した場合、どのように対応すれば良いか。

答9-8. 「出港日時報告（ATD）」業務により出港日時を訂正したうえで、事前通知に記載された連絡先の税関に対して入力ミスである旨を説明し、当該SPD通知の解除を受けてください。

問9-9. ハウスB/Lに基く積荷情報が報告期限までに報告がされていなかったことにより、税関からSPDのコードを付した事前通知を受けている貨物について、船卸しをすることができるようにするためには、報告義務者ではない荷受側の本邦に所在する運送取扱事業者は何をすればよいか。

答9-9. 報告義務者である海外に所在する利用運送事業者に対して、未報告の積荷情報の報告を行うことを要請していただくか、又は、荷受側の本邦に所在する運送取扱事業者自身が、船卸しをしようとする者として、未報告の積荷情報の報告を行ってください。

なお、税関では、未報告の積荷情報の報告を受け、リスク評価が完了しない限り、当該貨物の船卸しを許可することができません。



## 10. 船卸許可申請について

問10-1. 「船卸許可申請（DNC）」業務を行う前に、貨物の船卸しをしようとする会社が税関からの指示に基づき、NACCSを利用して未報告の積荷情報を報告するには、どうすればよいか。

答10-1. 未報告の積荷情報が、オーシャン（マスター）B/Lに基づく積荷情報の場合には、「出港前報告（AMR）」業務又は「出港前報告訂正（CMR）」業務を利用して報告してください。

一方、未報告の積荷情報がハウスB/Lに基づく積荷情報の場合には、「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務又は「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務を利用して報告してください。

問10-2. 「出港前報告一覧照会（IML）」業務により、不一致状況の解消を確認した後、「船卸許可申請（DNC）」業務を実施したが、いつ船卸許可がされるのか。

答10-2. 税関では、報告された積荷情報のリスク分析の結果、ハイリスク貨物ではないことが判明しましたら、速やかに船卸許可を行うこととしております。

ただし、報告された積荷情報の内容ではリスク評価を完了することができずに追加の情報又は情報の訂正を要請する必要がある場合には、税関からの要請に基づき追加の情報又は情報の訂正が行われてリスク評価が完了しない限り、船卸しは許可されません。

また、報告された積荷情報に不足がある場合（例えば、関連するハウスB/Lに基く積荷情報が複数存在する場合において、全ての積荷情報の報告が行われていないときなど）には、不足が解消されてリスク評価が完了しない限り、船卸しは許可されません。

（具体的な船卸許可申請手続き及び連絡先窓口については、税関ホームページ：[http://www.customs.go.jp/news/news/advance5\\_j/shiryu03.pdf](http://www.customs.go.jp/news/news/advance5_j/shiryu03.pdf)を参照ください。）

## 11. その他の質問

問11-1. 入港前報告を維持する理由は何か。

答11-1. 出港前報告制度で報告される積荷情報は、我が国に向けて船積みされることが予定されている積荷に関するものであり、当該報告期限の段階では、貨物の数量等、不確定情報を含んだまま報告されるおそれがあります。したがって、出港前報告制度において報告された貨物が実際に船積みされて、我が国の港で船卸しされるか否かを確認する必要があるため、引続き、外国貿易船に積載された貨物の積荷情報について最終的な責任を有している船長からの報告（入港前報告）を併せて求めることとします。

なお、これらの報告に係る事務負担を軽減するため、NACCS上において、入港前報告制度に基く積荷情報をNACCSに登録するための「積荷目録情報登録（MFR）」業務を実施することなく、「出港前報告（AMR）」業務又は「出港前報告訂正（CMR）」業務により報告された積荷情報で「積荷目録提出（DMF）」業務を実施することにより、入港前報告制度に基く積荷情報の報告を実施できるようにしました。（ただし、「積荷目録提出（DMF）」業務を実施する前までに、出港前報告で報告が義務付けられていない項目であるコンテナオペレーション会社コードのほか、コンテナにかかる荷渡形態コード、バンニング形態コード及びコンテナ条約適用識別の入力を行う必要があります。）

問11-2. 出港前報告（AMR）業務又は出港前報告（ハウスB/L）（AHR）業務を実施した場合、受理された旨の何らかの通知はあるのか。

答11-2. 正常終了の「COMPLETION」の処理結果電文を通知します。また、エラーにより受理できなかった場合には、エラーの旨の処理結果電文が通知されます。

問11-3. 「出港前報告（AMR）」業務又は「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務により報告を行った際、若しくは、「出港前報告訂正（CMR）」業務又は「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務により訂正を行った際、エラーメッセージが通知された。この場合、どのように対応すればよいのか。

答11-3. NACCS利用者（自社システムとのゲートウェイ接続により報告している者及びNACCSパッケージソフトを使用して報告をしている者）は、NACCSセンターのヘルプデスクにお問合せください。

問11-4. 出港前報告を行う外国貿易船の運航者等が「出港日時報告（ATD）」業務で報告した出港日時について、入港前報告を行う船長等はどのようにして確認することができるのか。

答11-4. 「積荷目録情報登録（MFR）」業務実施後、処理結果通知において「出港日時報告（ATD）」業務で報告された出港日時が通知されます。また、「出港前報告照会（IAR）」業務で照会が可能となっています。

問11-5. 出港前報告されたハウスB/Lに基づく積荷情報を貨物情報（混載仕分け等によるハウスB/L情報）として後続業務に利用することは可能か。

答11-5. 出港前報告されたハウスB/Lに基づく積荷情報を貨物情報として、NACCSの後続業務に利用することは可能です。「ハウスB/L貨物情報登録呼出し（NVC11）」業務において、「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務又は「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務を利用して報告した際にB/L番号欄に登録したB/L番号（先頭4桁にハウスB/L用コードが付されたもの）を使用して呼び出すことにより後続業務に利用することが可能となります。

問11-6. 「積荷目録提出（DMF）」業務が「出港前報告（AMR）」業務又は「出港前報告（ハウスB/L）（AHR）」業務に先行して行われてもNACCSで受け付けられるのか。

答11-6. 「積荷目録提出（DMF）」業務が「出港前報告（AMR）」業務に先行して行われた場合、出港前報告が未報告であるとして、システム上、不一致情報は通知されますが、「積荷目録提出（DMF）」業務による入港前報告は受け付けられません。